

○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年1月27日教委規則第1号

改正

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成26年3月26日教育委員会規則第5号

平成28年1月28日教育委員会規則第1号

川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）

第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第1条の2 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

第2条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第3条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月1回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べることができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求める説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月1日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成26年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日教委規則第1号）

この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会 館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民

			驚を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長

専門部会	企画実施について調査審議すること。		(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の自然科学に関する知

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

令和6・7年度 第3回社会教育委員会議高津市民館専門部会 摘録（案）

- 1 開催日時 令和6年12月4日（木）13時30分～15時
- 2 会場 高津市民館 第4会議室
- 3 出席委員 渡部委員、大野委員、角田委員、松崎委員、志水委員、仙北谷委員、下尾委員、川口委員
事務局：坂尾館長、岡部分館長、下間係長、水野係長、細谷（記録）
たかつ・未来共創パートナーズ（6名）

- 4 議題・資料
〈議題〉（全て公開）
 - (1) 第2回専門部会摘録（案）について
 - (2) プラザ橋トイレ改修について
 - (3) 令和6年度高津市民館・橋分館事業計画について
 - (4) 市民自主学級・市民自主企画事業について
 - (5) 指定管理者導入後の館の運営について
 - (6) その他
 - (7) 閉会

〈資料〉

【本日の次第】

【資料1】川崎市社会教育委員会議規則

【資料2】令和6・7年度 第2回社会教育委員会議高津市民館専門部会摘録（案）

【資料3】プラザ橋トイレ改修その他工事 完成報告

【資料4】令和6年度生涯学習支援課（高津市民館・橋分館）事業一覧

【資料5】第25回プラザ橋まつり

【資料6-1】令和7年度高津市民館市民自主学級・市民自主企画事業募集案内

【資料6-2】令和7年度高津市民館橋分館（プラザ橋）市民自主学級・市民自主企画事業募集案内

【資料7】高津市民館指定管理者制度導入に伴う利用者説明会を開催します

高津市民館指定管理者導入後の運営について

- 5 傍聴者 1名

- 6 会議内容

- 1 開会 事務局：下間係長 資料確認

2 館長挨拶

坂尾館長：お忙しい中御出席いただきありがとうございます。本日は来年4月から指定管理をお願いしますたかつ・未来共創パートナーズのみなさんにも出席してもらっています。先ほど名刺交換などもしていただきましたが、まずは顔を合わせ、高津市民館及び橘分館の運営をこんな風にしていきたいということ知る最初の機会になると思っています。

また、次回の第4回専門部会は令和7年度の市民自主学級・市民自主企画事業の審査と選考が行われます。何度か経験されている委員の方もおられます、今年度初めての方もおられるので、どういった形で審査を進めるかについても本日説明をいたします。御確認のほどよろしくお願ひします。

3 部会長挨拶

角田部会長：部会長の角田です。今日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

高津区地域教育会議では一部の委員会で、先月橘処理センターの見学に行って来ました。プロジェクト委員会という比較的年配の人が多い委員会です。高津区地域教育会議の各委員会は子どもの育ちを中心とする部分ばかりではなく、世代間交流なども目指しています。そのためプロジェクト委員会では、今年度SDGsを勉強しようと講演などを聞き、今回は新しくなった橘処理センターの見学に12～3名で行ってきました。いらしたことのある方もおられるかもしれません、橘処理センターの煙突は3本の煙突を囲んだ形になっています。高さは100mあるそうです。当日は実際に中に入り、ミックスペーパーの処理を見学してきました。新たな知見を手に入れられたと思います。

このような機会をみなさんとも持ちたいと考えています。今日はどうぞよろしくお願ひします。

下間係長：ありがとうございました。それではこれから議事に入らせていただきます。

この後の進行は角田部会長にお願いします。

4 議事事項（進行：角田部会長）

（1）第2回専門部会摘録（案）について（資料2）

下間係長：資料2の摘録（案）を各委員に事前にお送りしていますが、何か修正箇所等ありますか。→なし
ありがとうございます。それでは摘録を確定します。（案）を取ってください。

角田部会長： それでは2つ目の議題になります。

(2) プラザ橋トイレ改修について（資料3）

岡部分館長：プラザ橋トイレ改修について、資料3を用いて説明。

1階2階全てのトイレの改修を行いました。また、児童室を授乳スペースとして利用していますが、カーテンレールを設置してカーテンを付けられるようにしました。

利用者のみなさんは「以前より明るくなって使いやすくなった」との声をいただいているです。

角田部会長：ただ今の説明に対し質問はありますか。→ なし

(3) 令和6年度高津市民館・橋分館事業計画について（資料4、5）

水野係長：高津市民館・橋分館令和6年度事業について資料4を基に、第25回プラザ橋分館まつりについて資料5を基に説明。

角田部会長：市民館・分館の事業及びプラザ橋まつりに対し質問や意見はありますか。→ なし

(4) 市民自主学級・市民自主企画事業について（資料6-1, 6-2, 6-3）

水野係長：実施要領を基に、スライドも活用して趣旨やスケジュールについて説明。令和7年度から、選考は川崎市、実施は指定管理者が行うことを伝える。

角田部会長：ただ今の説明について質問はありますか。

川口委員：自分は学生時代から学祭などで企画側から入ってきていたので、企画をすることに抵抗がなかったが、PTAをしてわかったことだが、企画するのに抵抗を感じる人の方が多いようだ。

橋分館で10代の人達が同じようなこと（企画運営）をやっていると思うが、この事業（市民自主学級・市民自主企画事業）は企画することと、実際に運営することというよりは、企画から運営まで通してやってみることで学ぶことに意味があると思っており、冒頭の記載を見てもそう思う。そこで気になるのは、「今年度は指定管理者が入っていないで企画からの支援は例年通りだが、来年度はどうなりそうか」というところが少しでも見えていますか」ということ。それが最終的に聞きたいこと。これまででは多分関係性ができていたので。例年の今までの指定管理者ではない館長や職員だと委員もしくは企画者（団体）と関係性があったので、「来年度はどうしようか」という話もできたのだろうが、市民館職員は区役所に行き顔が見えなくなるので、「その点はどのようにするつもりですか」ということをこの場の位置づけを考えて聞いておきたい。

坂尾館長：市民自主学級・市民自主企画事業につきましては、選考はこの専門部会で行うことになっており、専門部会の主催は指定管理後も区役所職員が担う。ただし、市民自主学級・市民自主企画事業の事業自体は、選考後の伴走支援は指定管理者の方で行うことになる。今まで我々と利用者、提案者との関係性の中でやってきたものが、その関係性が薄

れるとうまく回って行かないのではないかという懸念はまさしくおっしゃる通りだと思う。そこについては、きちんと市民館が今やっていることを引き継いでいく、今やっていることをやってもらうことが大事だと考えており、関係性も含めてしっかりと指定管理者に引き継いでいく。来年度から職員の席は区役所に移るので、利用者の顔が見えづらくなる。そこは会議などを通じて指定管理者と定期的に打合せをして情報をつかみ、我々自身も市民館に足を運びながらいろいろな活動を見たり関わったりし、関係性を途切れさせないように指定管理者と共にやっていく。

川口委員：今年度の橘分館の企画運営団体である若い人たちは、職員を頼っている様子だった。

指定管理者の誰かが同じような役割を担うことが期待されていると思うし、大人としても関わっていいものだと思う。橘はたまたま10代の若者を対象にしているが、先ほど話題にしたPTAのお母さん、お父さんたちも同じことで、気になる人、やったことがない人は大勢いて、それでもやってみようと思う人もいるわけで、今後は市民自主学級・市民自主企画事業がそういう場になるといいなと思い、気にしながら様子を見ていきたいと思う。

角田議長：指定管理者制度が導入されるということで、関係性なども含めて気になるところはあると思う。他の委員のみなさんでその辺何か意見はありますか。

川口委員：私としては指定管理者さんにプレッシャーをかけるつもりはない。最初からはうまくやってということではなく、指定管理者の方にも関わってもらって伝える側も伝えられる側も一緒にできれば、少し失敗してもすんなり上手くいくよりは学びが多いと思う。上手くいったことが重要なのではなく、何があったか、そのプロセスが重要で、目的のところに沿っていれば、何が学びであったかを気にしてもらえることの方が重要であることを伝えたい。何が大事なのかを気にしてほしい。

水野係長：何かほかに質問はありますか。

仙北谷委員：提案は何件くらい上がってきそうか。

水野係長：相談自体は何件かあるが、「こんなことやりたい」「こんな課題があるのでは」という相談を受けて一緒に考えていく中で提案の形になるのは今年度並みではと思っている。

角田議長：提案を受けて市民館がサポートをしながら形になっていくのは新鮮なもので面白いと私は思っている。しっかりした企画が立てられる人は多分別のところに持っていくように思う。我々審査をする側は、その辺を温かい目で見て審査したい。

大野委員：宮前区のこども文化センターは指定管理者になったらガラッと変わった。やってる行事

も変わった。高津区は指定管理者が2社入っている。そういう状況を肌で感じると市民館もガラッと変わるのかと思う。本当にみんなのためを思ってくれるのなら、相談するし協力もしていくが、「これはいけない」「あれはいけない」が結構多いようなので、市民館もそうなるのではないかと心配だ。

坂尾館長：まずは、今やっていることを引き継いでやってもらうこととし、しっかり引き継いでいきたい。

志水委員：今後は誰に相談すればいいのか。事前の相談は誰にするのか。

坂尾館長：指定管理者です。

志水委員：そうなるとすごく難しいと思うのが、指定管理は基本的には期間が決まっている。指定管理者が変わるといろいろ変わる。その辺の統制を市が取れるのか。市が指定管理に丸投げをしているともとられかねないと思う。その辺は難しいと思う。

坂尾館長：指定管理期間は5年間なので、5年後同じ会社が取るかはわからない。もしかしたらそこで事業者が変わる可能性もある。そのため、運営主体が変わりながらもきちんとこれまでの積み重ねを引き継いでいくことが大事だと思う。そこは区役所に生涯学習支援部門が残るので、そこがきちんとモニタリングをしながら、関わりながらやっていく。

松崎委員：我々8人の専門部会の委員の立ち位置は変わらぬのか。

坂尾館長：変わらない。今まで通り。みなさんそれぞれの立場で市民館に関わりのある方ばかりに来ていただいているので、引き続きそれぞれの立場で気づいたことを話してほしい。市民館も今このようなことをやっていますということを伝えて、いろいろ意見をいただきたい。

角田議長：先ほど話に出た通り、高津区内のこども文化センターは、これまでの（公財）かわさき市民活動センターのほか、新しく（株）理究キッズの2社が運営会社となっており、高津区地域教育会議にも2名ほど委員を出してもらっているが、今回市民活動センター側のこども文化センターからの誘いで、新しく指定管理者になった理究キッズのこども文化センターからも委員が出ることになった。何とか上手く連携ができている。先日の子どもフェスタに（株）理究キッズの人が手伝いに来てくれた。新しい関係性は何とかできていくのかなという感じがした。やってみないとわからない部分はあるが、みなさんいろいろな気持ちを持っていると思うので、その辺は楽しみにしている。

そのほかみなさんから質問や意見はありますか。

水野係長：最後一つ事務局から御審議いただきたいことがあります。

市民自主学級・市民自主企画事業の選考の流れを説明。

これまで選考に関する審議は非公開としてきたが、これについて非公開のままでいいか審議してほしい。

角田部会長：公開あるいは非公開ということで話がありましたが、これについてみなさんの意見はありますか。

川口委員：非公開を気にしたことはなかった。事務局の説明によると事前相談が必須とのことなので当日いきなり来る提案者はいないはず。そうであれば、非公開も公開もないのではないか？公開、非公開については、どこからか公開せよという話があったのならともかく、市民が提案することが多いので、どちらかというと通す前提でアドバイスをするという意味合いが強い選考会だと感じている。よって、どちらでもいいと思う。どこからか公開にするよう意見が出たのか。

坂尾館長：意見は出でていないが、専門部会は原則公開となっており、非公開の時は「非公開にする」ということを決める必要がある。提案者とのやり取りは公開でしているが、最後の審議の際は外部からの影響が出ないところでということで非公開にしてきた。あらためて非公開の確認をさせてもらった。

角田議長：我々はあまり気にしていない。

川口委員：そうですね。

坂尾館長：それではこれまで通りということで、今後も非公開とします。

(5) 指定管理者導入後の館の運営について（資料7）

運営団体 たかつ・未来共創パートナーズ（代表）アクティオ株式会社 丸山氏が配付資料とスライドを使って説明。

丸山氏：高津市民館・橘分館の歴史を調べ、しっかり引き継ぐため5社で連携（各社が専門分野を担当）してJV（共同事業体）として運営していく。現場のスタッフ及び職員の紹介は、後日とし、今日は各社からの出席者が自己紹介をする。（配付資料P2～5の通り）現場の職員は現在働いている人の継続雇用を目標とし、その他残ったところを人材配置する予定。決まったら報告する。

続いて運営方針について説明（配付資料P7）した後、今後変わる部分と変わらない部分について説明。（資料7）

【変わる部分】来年度から高津市民館とプラザ橋の施設使用料の支払い方法が前納になる。

【変わらない部分】利用料金は条例で決められている範囲であれば指定管理者が決められるが、来年度は料金の変更はない。職員も先ほどお伝えした通り継続雇用を目標として変わらないようにするので安心してほしい。あらたに購入する備品は無料提供する。大ホールと大会議室の抽選会の方法についても変わらない。

広報活動については、配付資料P 9の通り手段・媒体の拡充を図る。

中村氏（生涯学習財団）：社会教育振興事業について説明。（配付資料P 10～15）

丸山氏：社会教育振興事業要綱外の当社自主財源による自主事業について説明（配付資料P 16）

利用者からの意見聴取について説明（配付資料P 17）

利用者のみなさんが直営からの移行に不安を感じることはわかる。意見箱、利用者懇談会、アンケートなど複数の手段を使って利用者の意見、要望、満足度等を把握し、常に運営の改善を行っていく。

最後にプラザ橋の紹介をスクリーンに出すが、来週説明会があり、かつ図書館の説明は今日の専門部会の趣旨とは違うので割愛する。

角田議長：たかつ・未来共創パートナーズさんの説明に対して質問はありますか

川口委員：私が聞いた理解を伝えて正しいか確認したい。

アクティオさんの本業はイベント系の事業と設備系のところを入札で取っていくのがメインなのか。

丸山氏：当社は設備管理の会社ではなく運営をメインとしている会社。もともとは万博などのイベントの運営を行っており、のちに施設の運営もするようになった。施設運営は当初業務委託であったが次第に指定管理者制度が入るようになり、当社は20年前の制度導入の際に民間適用第1号で横浜市の白幡地区センターの運営に入った。

川口委員：イベント系も残っている？

丸山氏：残っている。

川口委員：太く長く走れる運営系のところとして案件を取りに来ている。何が多分響いたかと言うと既存の業務委託に入っている人たちをジョイントベンチャーとして雇うことで、「あまり人が変わらない」「その人たちの雇用も守れる」というところが推しどころだよ、と理解しているが合っているか。

丸山氏：当社は雇っているという立場ではなく、一緒に、みなさんそれが歴史ある会社なので、しっかりとタイアップしていくということ。

川口委員：運営というか企画側をまとめて案件を取りに行こうと案件化して声をかけ、ジョイントベンチャーにして協力を得て取りに行き、実際の実務は任すということか。

丸山氏：実際の実務の内、館長を含めた職員を配置し、受付業務は当社が担う。そして全体とりまとめの業務を行う。それ以外の専門部分やプラザ橋に関しては、それぞれ各社に業務分担している。

川口委員：何が刺さったのかな、案件を取るということは何か刺さるところがある、もちろん費用面もあると思うが、背景になっている心配どころ（=人が変わる）というところに刺さったので取れたのではと理解した。取れた人に聞くのもどうかと思うが、区役所関連の人に聞くのもどうかと思い自分の理解として言葉にしている。

継続して雇っている人もいるし、知っている人（専門性のある人）がやっているので強みになり安心につながるというのが推しどころになったと理解している。概ねはずれていないと理解した。

角田議長：他に質問はありますか。

大野委員：最後に書いてある「複数の手段で利用者の意見を取り入れ、改善していく」この言葉は大丈夫ですね。

丸山氏：当社も指定管理者制度に入ってから、この仕事を20年している。その間にいろいろな自治体でいろいろな案件があった。

その中で、我々が変えられることと、自治体と一緒に変えなければならないことがある。条例に縛られていること、条例を超えて何かすることを「変える」ということは、我々はプッシュしていくことしかできない。条例を変える話になると、指定管理者ができることは、出た要望に対して、真摯に話を聞いて一緒に考えていく、変えていくべきものは変わるようにしていくことしかない。

我々で解決できることは、速やかに改善していく。

下尾副議長：アトリウムの一部木質化というのは工事をするのか、改修になるのか？

丸山氏：工事はいろいろなことを止める必要も出るのでない。物を置いていくイメージ。ワークショップとかで一緒に作っていく。地震のことなども考えると、あくまでも置くものは机とか椅子程度で木質化していきたい。

角田部会長：質問は出尽くしたようなので、これで終わりにします。ありがとうございました。

それでは、次第 5その他について事務局から話してください。

5 その他

下間係長：第4回専門部会の日時と会場は記載している通りです。当日は令和7年度市民自主学級・市民自主企画事業企画提案会、審査・選考を行います。長い時間になりますが、どうぞよろしくお願ひします。

角田議長：これで予定していた議事は終了しました。

委員のみなさんから他に何かありますか。→なし

下間係長：ありがとうございました。本日はこれをもちまして閉会とします。

6 閉会

高津市民館・橘分館指定管理者制度導入に伴う利用者説明会の開催について

<高津市民館>

日 時 令和 6 年 12 月 6 日 (金) 10 時～11 時 15 分
会 場 高津市民館 12 階 大ホール
参加者 52 名 (市職員、スタッフを除く)

<橘分館>

日 時 令和 6 年 12 月 14 日 (土) 14 時～14 時 45 分
会 場 プラザ橘 2 階 第 3・4 学習室
参加者 14 名 (市職員、スタッフを除く)

最初に教育委員会の担当者から指定管理者制度導入の経緯等について説明を行い、次に指定管理者の「たかつ・未来共創パートナーズ」からスタッフの紹介や今後の構想等について説明を行いました。その後質疑応答を経て約 1 時間で説明会は終了しました。

※ 当日配布した資料と質疑応答はホームページに掲載しています。



高津市民館 指定管理者制度導入に伴う利用者説明会 質疑応答 摘録

Q 利用者が困らないように、きちんと引継ぎをしてほしい。

A 舞台は現在管理を担っている事業者が引き続き担います。その他の業務についても、しっかりと引継ぎをしてまいります。

Q 市民ニーズが広がっているという説明があったが、どのように把握したのか。

A 「今後の市民館・図書館のあり方」策定時に、市民館・図書館利用者へのアンケートやヒアリング、公募によるワークショップ等を通じて、市民館・図書館がどうなるといいか、ご意見をいただきました。また利用されていない方に対して、無作為抽出の市民アンケートを行い、ご意見をいただいております。

Q 「モニタリング」とは何をすることか。

A 館においてどのような運営や事業が行われているかを区役所職員が把握し、必要に応じて指定管理者に助言・指導を行ってまいります。

Q 施設利用の許可を指定管理者はどのように行うのか。

A 川崎市市民館条例等の川崎市の定めた決まりに従って行います。

Q 利用者懇談会で意見の交換を行い、その意見を活かしていってほしい。

A 利用者懇談会では様々な形式で利用者と対話をさせていただき、いただいた意見をよりよい施設運営に繋げてまいります。

Q 学生を社会教育実習のため市民館に派遣しているが、引き続き社会教育をきちんと学べるようにしてほしい。

A これからも社会教育主事資格を持った職員を中心に、きちんと指導・育成を行ってまいります。

Q 館長や職員は社会教育に理解がある人材が配置される予定なのか。受付等でも学習相談が受けられると良いと思う。

A 館長については、他の生涯学習関連施設で働いている職員を配置する予定で現在調整しています。受付の職員については、生涯学習に関する研修を実施していくたいと考えています。学習相談については、事業担当職員が担うのでそちらに相談してください。

Q 今後の施設利用のルールは、ゆるくなるのか、厳しくなるのか。

A 高津市民館が複合施設の中に入っていることでの制約はありますが、指定管理者が変え

られる部分は、ご意見を伺いながら改善してまいります。

Q 指定管理者導入後も、これまでどおり社会教育振興事業は行われるのか。

A 高津市民館がこれまで実施してきた事業は継続してまいります。

橘分館 指定管理者制度導入に伴う利用者説明会 質疑応答 摘録

- Q 株式会社図書館流通センターの、川崎の図書館への思いを教えてほしい。**
- A これまで川崎市で電子図書館業務や川崎図書館の窓口業務を受託しており、川崎市の図書館サービスに尽力してまいりました。今回、指定管理制度を導入することで、図書館ファンを増やしたい思いで応募しました。
- Q 支払方法は、他の施設も変更になるのか。窓口での対応は厳しくなるのか。**
- A 今回指定管理制度を導入する中原市民館、高津市民館、橘分館のみ令和7年4月から支払い方法が変更になります。その他の窓口対応はこれまでどおりのルールで変更ありません。
- Q 指定期間が5年間ということだが、なぜ5年間なのか。**
- A 川崎市で指定管理制度を導入する際は、指定期間を原則5年間としておりまして、高津市民館・橘分館も5年間としました。
- Q アクティオ株式会社は、以前市民ミュージアムの指定管理を行っていたが、台風の際に被害を受けた。指定管理者として妥当なのか市の考えは。また、アクティオ株式会社は経験を踏まえてどのように考えているか。**
- A 市では調査を行い管理者に瑕疵はないと考えておりますが、調査結果等は報告書にまとめておりますが、この経験に基づき、あらためて橘分館の防災マニュアルを作成の上、それに基づき連絡調整を行なながら運営をしていくなどしっかりと対応しております。指定管理者を決めるにあたり、複数事業者からの提案に対して第三者の委員による選考を行った上で決定しており妥当であると考えています。
- 事業者としては災害の経験を社内で共有し、マニュアル作成や運用を徹底してまいります。
- Q 施設利用について利用者懇談会を開催し、話し合いを行ってほしい。**
- A 具体的な方法はこれからですが、利用者懇談会を行ってまいります。

1. 工事日程

令和6年11月 5日(火) 工事開始 仮設事務所等設置
 第1期（2階第2学習室）工事開始
 11月15日(月) 第1期工事終了
 11月18日(月) 第2期（1階談話室）工事開始
 11月29日(火) 第2期工事終了
 12月 2日(月) 第3期（1階事務室）工事開始。業務を談話室で行う
 12月13日(金) 第3期工事終了
 12月16日(月) 第3期（2階和室・実習室・第3学習室・第4学習室・ギャラリーコーナー）
 工事開始

令和7年 1月17日(金) 第3期工事終了
 1月21日(火) 第4期（図書館）工事開始。
 図書館は臨時休館とし、臨時窓口を設け一部業務のみ実施した ※別紙参照
 1月31日(金) 第4期工事終了
 2月 1日(水) 図書館開館
 2月 3日(月) 第5期（1階第1学習室・児童室）工事開始
 2月14日(金) 第5期工事終了予定
 2月17日(月) 集中管理リモコン運転確認 全工程終了予定

2. 工事内容

プラザ橋のロスナイ（全熱交換器）は平成4年の新築時設置。全館で20台あり、これを全て交換する。本装置は、外気と室内の温度を変えずに空気を入れ替える装置であり、冷暖房（エアコン）とは異なる。作業方法は、まず各学習室等の天井に埋め込まれている機器を降ろし、機器を新品と交換し、天井を復旧する作業を行う。



ロスナイ操作用リモコン（事務室）



換気吹出口（事務室）